

新城市健全化判断比率  
及び資金不足比率



新 監 6 ・ 1 ・ 2

令 和 5 年 8 月 1 8 日

新 城 市 長 下 江 洋 行 様

新 城 市 監 査 委 員 原 義 弘

新 城 市 監 査 委 員 山 口 洋 一

令 和 4 年 度 決 算 に 係 る 財 政 指 標 の 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項、第 2 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、審 査 に 付 さ れ た 令 和 4 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 に つ い て 審 査 し た 結 果、次 の と お り そ の 意 見 を 提 出 し ま す。

## 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和4年度新都市健全化判断比率  
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
- 2 令和4年度新都市資金不足比率
  - (1) 新都市宅地造成事業特別会計
  - (2) 新都市病院事業会計
  - (3) 新都市水道事業会計
  - (4) 新都市工業用水道事業会計
  - (5) 新都市下水道事業会計

### 第2 審査の期間

令和5年7月14日から令和5年8月18日まで

### 第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており、早期健全化基準に該当していない。実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っている。

また資金不足比率では全ての会計において資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当していない。各比率は、次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率 (単位：%)

比 率 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.78
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.78
実 質 公 債 費 比 率	6.6	7.1	7.8	25.0
将 来 負 担 比 率	62.6	51.6	46.9	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示した。

#### 2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	—	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0

※資金不足比率は不足額がない場合は、「—」で表示した。